

特251

945

昭和十四年五月

勞務關係
新法令
解說

東京工場協會



0037554000

0037554-000

特251-945

勞務關係新法令解說

東京工場協會

昭和14

AGF

序に代へて

警視廳工場課長 上山 顯

事變は今や東亞新秩序建設の新段階に入り、生産力の擴充強化と勞働力の長期に亘る維持培養を圖るの要愈々緊切なるものあり、今回國家總動員法の發動に依り「工場就業時間制限令」「賃金統制令」「工場事業場技能者養成令」及び「從業者雇入制限令」の四勅令の公布を見、我國勞働行政に一時期を劃するに至つた。尙曩に帝國議會の協賛を経て「青年學校令」及び「就學セシメラルベキ者ノ就業時間制限ニ關スル法律」が制定せられた。

「青年學校令」及び「就學セシメラルベキ者ノ就業時間ニ關スル法律」は青年學校教育義務制の實施に伴ひ、工場、鑛山又は商店に於ける義務就學者にして十六歳未満の者の心身の負擔過重を防止し、併せて青年學校教育の効果を擧げしめんとする趣旨の下に制定せられたものである。

事變以來軍需生産の急激なる増加に伴ひ、軍需工場は著しく繁忙を極め、従つて就業時間の延長が行はれてゐるのであるが、實に生産力の擴充を圖る爲には就業時間を適當に制限して勞働力の維持培養に努むることが極めて肝要であるから、昭和十五年七月に決定せられた「軍需品工場ニ對スル指導方針」を更に強化徹底せしめる爲「工場就業時間制限令」が公布せられた。

次に現在軍需工業に於ける勞働賃金が不統制且混亂を示しつゝあり、斯る状態を放任することは總動員目的達成上甚だしい障礙があるから、之を統制してその正常性を維持する必要がある。更に從業者雇入制限令の實施に伴ひ、勞働者の移動が制限せられる結果、賃金の均衡を失する虞があるので之を防止する方法を考へねばならぬ。又移動制限の爲未経験工



青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキ者ノ

就業時間ニ關スル法律解説

一、工場就業時間と青年學校との關係

本法は青年學校に於ける一日の教授及訓練時間は、之を就業時間と看做すとなつて居るので、一日の教練及訓練時間と工場で働く就業時間とが通算せられ、工場法（其他の關係法を省略す）に定めたる就業時間数の制限を越ゆる事が出来ないものである。青年學校で二時間教授及訓練を受けるとすれば工場で働く時間は原則として九時間である。例外として一つの事例を挙げれば工場法第八條第三項に依る届出をなして一日十三時間就業せしめて差支ない場合は十一時間就業せしめ得る事となる（工場法第三條及第八條参照）

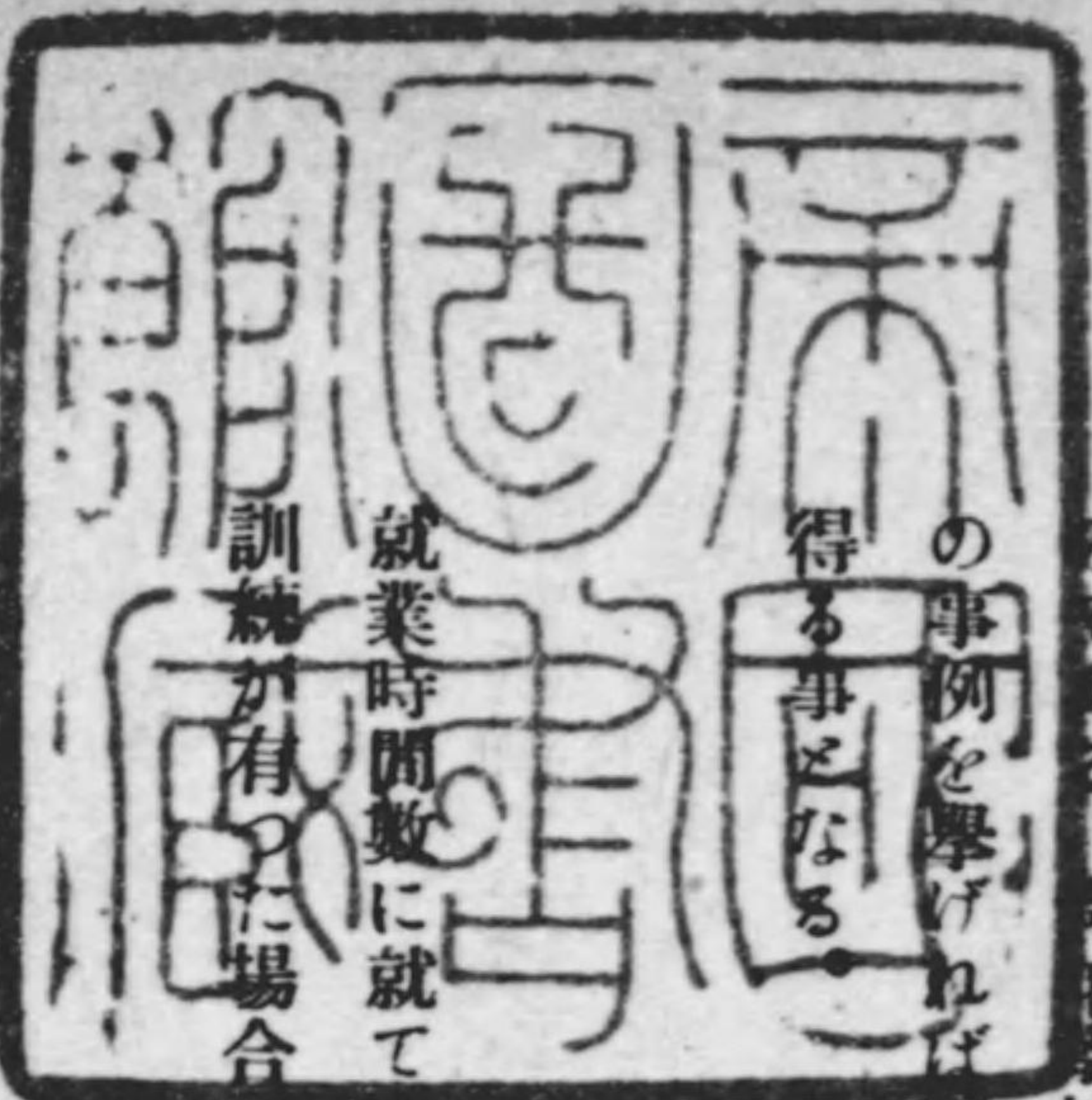
二、休日休憩との關係

就業時間數に就ての制限であつて、休日休憩に關しては制限されないものであるから例へば工場の休日に青年學校の教授及訓練が有つた場合之に出席せしめて代るべき休日を與へなくとも差支ないのである。

三、制限を受ける者

本令に依て制限を受ける者は十六歳未満の青年學校に就學する者である。

青年學校の義務制實施は本年度（昭和十四年）からであるから、本年度の就學義務者は本年三月尋常小學校を卒業して工場等に働く男子のみである。説明する迄も無く昨年一昨年等の卒業者又は從來の青年學校に入學中の者及女子は本法の適用



はないのである。

四、遅刻早退の場合

青年学校の遅刻早退は共に教授及訓練を受けたものと看做されるのであるから、作業の都合で工場の就業時間を三十分乃至一時間延長して学校に行かむるとか、早退の時間を就業せしむると云ふ事は許されない。

五、職 工 名 簿

青年学校令實施と共に工場法施行規則の一部が改正せられ、青年学校に就學せしめたる十六歳未満の者の職工名簿には、青年学校名、入學したる學年及入學の年月日を記入して置く事になつたのである。従來の名簿を其の儘使用する時は之等の事項を附記すれば良い。

六、罰 則

本法に違反した場合は工場法の罰則が適用せらるゝのである。

青年学校令ニ依り就學セシメラルベキ者ノ

就業時間ニ關スル法律

(昭和十四年四月二十四日 法律第八十七號)

工場法、鑛業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中就業時間ノ制限ニ關スル規定ヲ青年学校令ニ依り就學セシメラル

ベキ者ニシテ十六歳未満ノモノニ付適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル一日ノ教授及訓練時間ハ

之ヲ就業時間ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

施行期日ニ關スル件

(昭和十四年五月十三日 勅令第三百十三號)

昭和十四年法律第八十七號ハ昭和十四年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

工場法施行規則中左ノ邊改正ス

(昭和十四年五月十三日 厚生省令第八號)

様式第二號職工名簿記載心得第四號ニ左ノ一項ヲ加フ青年学校令ニ依り就學セシメラルベキ者ニシテ十六歳未満ノモノニ在リテハ其ノ就學スル青年学校名入學シタル學年及入學ノ年月日ヲ記載スベシ

附 則

本令ハ昭和十四年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

工場法參考條文拔萃

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及ヒ女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得 就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケヘシ 前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限りニ在ラス 夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條 天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スル事ヲ得 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得

但シ急速ニ腐敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス
臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時

間以内延長スルコトヲ得
季節ニヨリ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ期間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

工場就業時間制限令解説

一、適用範圍

工場就業時間制限令の適用を受ける工場は工場法の適用を受ける工場にして、厚生大臣の指定する事業を営むもの之を適用すと令第二條に規定し、厚生大臣は告示を以て五つの事業を指定して居る

- 一、機械製造業
- 二、船舶車輛製造業
- 三、器具製造業
- 四、金屬品製造業
- 五、金屬精鍊業

此の指定事業は更に細かく分類せられるのである。

以上五種の指定事業と同一事業を製材工場、化學工場、染織工場等の工場内で営む場合は其の事業が獨立の工場と認めら

るゝや否に依て適用の有無が決められる。

二、就業時間の原則

十六歳以上の男子職工は原則として一日に付十二時間を超過し就業せしむる事は禁ぜられるのである。(令第三條)
説明する迄もなく年齢は滿十六歳以上であり、就業時間の十二時間は休憩時間を含んだ十二時間である。

三、休日休憩

十六歳以上の男子職工に對し毎月少くとも二回の休日を設け、一日の就業時間六時間を超ゆる時は少くとも三十分十時間を超ゆる時は少くとも一時間の休憩時間を就業時間中に設くべしと定めて居る。(令第四條)
休日は最低二回であつて二回以上の場合は問題はないが一回とし又は全部廢すと云ふ事は許可を要するのである。又月に二回と云ふ事は其の月二回であつて工場の都合で翌月に繰下げるとか又は翌月分を繰上げると云ふ場合は共に其の月の休日と看做されない。

四、時間延長の常時に於ける例外

十六歳以上の男子職工の就業時間は前述の通り原則として十二時間であるが業務の性質上或は交替制を採用して居る等の關係で十二時間原則に従ふ事が不可能なる場合がある此の場合には前以て地方長官に届出でて延長する事が出来る。(令第五條)

如何なる場合は規則第一條に定めて居る。其の一は十六歳以上の男子職工を二組以上に分けて交替に就業せしむる場合

夜勤と晝勤とが轉換をすると云ふ様な場合又は交替時の作業引継をするに云ふ場合必要あるとき

其の二は炉、汽罐、原動機又は起重機等の取扱に従事せしむる爲特に必要あるとき

其の三は機械の保全、設備の修理、工具の出納掃除等補助的業務に専ら従事せしむる爲特に必要あるとき

其の四は前各號に準ずる場合

以上四つの場合は業務の種類工場の規模等に依り各々延長を必要とする限度之等の業務に従事する人員等は自ら異なる場合が多い、各其の工場の實狀に應じて最少限度の必要範囲内の人員及時間の延長を認めらるべきものである。届出の時期に就ては定めて居ないが豫め届出してから延長すべきものである。

四の前各號に準ずる場合は業務の性質等に依り十二時間以内にては到底完了せず而も余人を以て代へ難き様な場合に認めらるべきものと考へる。

五、時間延長の臨時的例外

臨時に起る種々の場合に就業時間の延長が許さる事になつて居り令第六條には三つの場合を規定して居る。

其の一の已むを得ざる事由に因り臨時必要ある場合は許可を受けて一定期間時間の延長なり休日の廢止なりが出来るのである。此の場合は全く已を得ず而も臨時に必要を生じた場合であつて單に多忙とか注文の輻輳とか云ふ様な事由では認められないものと考へる。已むを得ず而も臨時必要ある場合であるから毎月反覆繰返すと云ふ事は例外が原則となる様な不合理を招來する事になるので如斯場合は寧ろ常時と解すべきであつて臨時必要性は認められないものと思ふ。其の二は許可を要しない場合であつて規則第四條に二つの場合を定めて居る。

(1) 火災、爆發等種々なる災害事故のあつた場合緊急處置を必要とする限度に於て時間の延長が許される、此の場合は

届出でからとか許可を受けてからと云ふ様な場合と異り一刻も猶豫すべからざる状態であるから直に延長して差支ない。又工場内配電線の故障であるとか動力の故障等の有つた場合直に之が修繕をなさざれば翌日の作業に支障を來すと云ふ様な緊急を要する場合にも之又許可を要せず時間の延長が出来るものと考へる。

兩者共に延長の範囲は緊急處置を必要とする限度である事は説明する迄もない事であり災害事故に名を籍りて必要以上妄に長時間延長する事は認められない。

(2) 工場事業場管理令に依り陸軍大臣又は海軍大臣の管理する所謂管理工場に於ては同令に基き作業時間の延長命令があつた場合直に延長が出来る。此の命令は管理廳の命令である事は云ふ迄もない。

以上(1)と(2)の場合は許可は要しないが就業せしめたる時は遅滞なく届出をせねばならぬ事になつて居る。其の三は臨時必要ある場合に豫め届出をして一月に七日を超へざる期間一日二時間以内の延長が出来る、臨時必要あると云ふのは動力又は機械の故障等に依り豫定數量の製造が出来ぬ場合、臨時に起る需要増加注文の輻輳、納期の遅延等の場合等であつて七日間は連続したる七日又は分割したる七日であつても差支ない、尙届出は工場を單位とするか否かの問題であるが、作業を異にする場合は作業場毎に届出でて良いと考へる。以上の場合は其の都度豫め届出をして延長する事が出来るので、許可を要しない事は云ふ迄もない。

六、願 届 手 續

本令に關する願届をなす場合は規則第二條第三條第五條第六條に各各の場合を定めて居る、施行細則は之等の願届は所轄警察署を経由して申請書は二通届書は一通提出すればよい。

願届は必ず事業主又は代表者の記名捺印を要すと云ふ事になつて居り原則として事業主又は代表者がなすべきであるが之

等の願届に關し委任を受けたる代理人ある場合は代理人として其の願届を提出する事が出来る。
工場法上の管理人が代理人となる事は差支ないが管理人としての地位に依て願届するものでない事は説明する迄もない。

七、罰 則

本令は國家總動員法第六條に基て發令せられたるものであるから、違反をした場合は同法第三十六條を、當該官吏の検査を拒み之を妨げ又は忌避したる場合は同法第四十二條を適用せられ、工場法と比較したる場合前者は（第三十六條）懲役一年以下後者は（第四十二條）懲役六月以下が加重せられて居る。尙同法第四十八條には従業者使用人代理人等が第三十六條第二號（他の關係條文省略）の違反行爲を爲したる時は行爲者を罰するの外其の法人又は人に對して各本條の罰金刑又は科料刑を科すると定められて居り、工場法に定むる管理人が其の責に任ずると云ふ事は認められて居らない。従て代理人が代理人として願届等の委任を受けたる場合と雖も依然事業主又は代表者が責任あるものである。

工場就業間制限令

（昭和十四年三月三十日）
勅令第百二十七號

第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
第二條 本令ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノニテ適用ス
第三條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ

第四條 工業主ハ十六歳以ノ上男子職工ニ對シ毎月少クとも二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超ユルトキハ少クとも三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クとも一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クベシ
第五條 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル爲メ又ハ業務ノ性質上特ニ必要アル場合ニ於テ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ豫メ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ニ届出デ第三條ノ就業時間ヲ延長スルコトヲ得

第六條 已ムヲ得ザル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラズ就業時間ヲ延長シ又ハ第四條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ地方長官ニ届出デ一月ニ付七日ヲ超エザル期間就業時間ヲ二時間以內延長スルコトヲ得
第一項但書ノ規定ニ依リ就業セシメタルトキハ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第七條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ就業時間ノ制限ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ工業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事務所其他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
第八條 本令ハ國ノ事業ニ之ヲ適用セズ
第九條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、

附 則

臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ職工ヲ使用スル工場、樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ十六歳以上ノ男子職工トアルハ朝鮮、臺灣、太又ハ南洋群島ニ在リテハ職工トス
本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

工場就業時間制限令施行規則（昭和十四年四月十九日）
厚生省令第七號

第一條 工業主左ニ掲グル場合ニ於テハ工場就業時間制限令（以下令ト稱ス）第五條ノ規定ニ依リ必要ナル限度ニ於テ就業時間ノ延長ヲ爲スコトヲ得
一 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ交替班ノ就業時ヲ轉換スル爲メ又ハ

- 交替時ニ作業ノ引繼ヲ爲特ニ必要アルトキ
- 二 爐、汽罐、原動機又ハ起重機等ノ取扱ニ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ
- 三 機械ノ保全、設備ノ修理、工具ノ出納、掃除等補助的業務ニ専ラ從事セシムル爲特ニ必要アルトキ
- 四 其ノ他前各號ニ準ズル場合

第二條 令第五條ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 工場ノ名稱所在地及事業ノ種類
 - 二 工業主ノ氏名及住所（法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）
 - 三 當時使用スル男女別職工數
 - 四 所定ノ就業時間、休憩時間、休日及十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキハ就業時間轉換ニ關スル事項
 - 五 延長セントスル就業時間
 - 六 就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事スル十六歳以上ノ男子職工數
 - 七 就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 第三條 令第六條第一項ノ許可ノ申請書ニハ前條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 就業時間ヲ延長シ又休日ヲ廢セントスル期間
 - 二 延長セントスル就業時間又ハ廢セントスル休日
 - 三 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事スル十六歳以上ノ男子職工數
 - 四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル事由
- 第四條 令第六條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要セザル場合左ノ如シ
- 一 災害事故等ニ因リ緊急ノ處置ヲ必要トスルトキ
 - 二 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場ニ於テ同令ニ基キ作業時間ノ延長ヲ命ゼラレタルトキ

第五條 令第六條第二項ノ届出書ニハ第二條各號ノ事項ノ外就業時間ヲ延長セントスル期間ヲ記載スベシ

第六條 令第六條第三項ノ届出書ニハ第二條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢シタル期間
- 二 延長ヲ爲シタル就業時間又ハ廢シタル休日
- 三 就業時間ノ延長ヲ爲シ又ハ休日ヲ廢シタル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事シタル十六歳以上ノ男子職工數

- 四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トシタル事由
- 第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル（證票様式省略）

附 則

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

適用事業指定ニ關スル件（昭和十四年四月十九日厚生省告示第七十四號）

工場就業時間制限令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 機械製造業
- 二 船舶車輛製造業

- 三 器具製造業
- 四 金屬品製造業
- 五 金屬精鍊業

◎警視廳令第十四號

工場就業時間制限令ニ依リ警視總監ニ提出スベキ申請書（正副二通）又ハ届書ハ工場所在地所轄警察署長ヲ經由スベシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年五月一日

賃 金 統 制 令 解 說

一、適用事業の範圍

本令の適用は令第二條に

- (一) 工場法の適用を受ける工場にして厚生大臣の指定する事業を営むもの
- (二) 鑛業法の適用を受けるもの
- (三) 其の其厚生大臣の指定する事業

と規定し厚生大臣は工場法の適用を受くる工場中左の五つの事業を指定して居る。

- 一 機械製造業
- 二 船舶車輛製造業
- 三 器具製造業
- 四 金属品製造業
- 五 金属精錬業

以上五つの事業の指定は工場間業時間制限令と同である従て其の分類並製材工場化学工場等の工場内に於て本令の適用を受くる事業を営む場合も就業時間制限令適用の場合と全く同じである。

二、賃 金

本令に於て賃金とは労働者が勞務の對象として常時又は定期に受ける給與其他の利益であつて（令第二條）其の範圍評價に關しては命令を以て定め規則第一條には

- 一 三月を超ゆる期間毎に支給する賞與又は手當
- 二 通勤手當
- 三 住居に關する利益又は住宅料にして賃金の額の決定に影響なきもの三つは之を賃金より除くと規定して居る賃金の全部又は一部が實物給與其他の利益なる場合に於ては健康保險法施行令第二條第一項及第二項の規定に依て定められたる標準額に於て算定せられるのであるが健康保險法施行令と本令の異なる所は實物給與の場合必要ありと認めたる時は地方長官は之を時價に依て算定する事になつて居る点である。

三、賃 金 規 則

適用を受くる工場であつて常時五十人以上の労働者を使用する者は賃金規則（令第四條）を作成して地方長官に二通届出をする事になつて居る其の賃金規則を變更した場合又二通届出を要するは云ふ迄もない。

賃金規則に如何なる事項を定むべきかは規則第二條に例擧せられて居り届出した賃金規則が内容に不適當と認むる様な場合が有つた時は、地方長官から變更を命ぜられる事がある。（令第四條第三項）

事業主は賃金規則を労働者に對し周知せしむべき事を命ぜられて居る（規則第二條第二項）から適當の方法を以て周知せしめねばならない。

四、初 給 賃 金

令第五條には未経験労働者の初給賃金を定め一定の期間其の賃金に準據すべき事を命じ命令の定むる場合には初給賃金に據らざる事を得と規定し未経験労働者が其の對象となつて居る。

未経験労働者とは如何なる者であるかは規則第三條に五つの事例を擧げ其の各號の一に該當しない者が即ち未経験労働者であると述べ其の者の初給賃金に就ては最高額及最低額を（規則第四條）厚生大臣又は地方長官が定むる事となつて居る。

（令第五條第一項）

初給賃金が決定した曉は未経験労働者は必ず其の範圍内の賃金に據て採用し（例外的場合を除く）雇入の日から三月の間（規則第五條）其の範圍を超ては昇給せしむる事が出来ないのである、其の間未経験労働者をして請負を爲さしむる場合は日日の賃金は最高最低を出ても差支ないが一ヶ月の實收賃金を平均し其の範圍を超ゆる事は勿論下る事も出来ない。

初給賃金に準據せざる事が出来る場合を説明すれば次の三つの場合である。(規則第六條)

其の一は試の雇傭期間中にして雇入後十四日に(規則第六條第一號)

其の二は身體に障礙ある者を雇入んとして許可を受けたる場合(規則第六條第二號)

其の三は作業の性質其他特別の事由に因り必要ある時許可を受けたる場合で(規則第六條第三號)ある其の一例を示せば高熱作業の如き或は精密機械作業に従事せしむるとき特に嚴密なる證衡をして採用するが如き場合である。

五、賃金の變更を命せらるる場合

三ヶ月を経過したる未経験労働者又は既経験労働者に對し支拂はれたる賃金の額又は支拂方法が著しく不適當と認められる様な場合が有つた時は地方長官は事業主に對し將來に向て其の變更を命令する事が出来るのである。(第六條)

六、賃金委員會

本令を適用すべき事業を新に指定する場合(令第二條第三號)初給賃金額を決定する場合(令第五條第一項)常時五十人以上の労働者を使用する事業主の届出たる賃金規則の變更命令をなす場合(令第四條第三項)或は労働者に支拂はれたる賃金額又は支拂方法の變更を命ずる場合(令第六條)等は賃金委員會に諮問する事になつて居る。(令第七條)賃金委員會の組織等に関しては別に賃金委員會管制なるものがあつて、中央に厚生大臣を中心とする中央賃金委員會、地方に地方長官を中心とする地方賃金委員會なるものが有るのである。

七、賃金臺帳其他

(1) 賃金 台帳

適用を受くる事業主は労働者別に賃金台帳を作成して規則第七條に定められたる三つの事項を記載して置く事になつて居る、別に様式と云ふ様なものは定まつて居ないから各工場に於て適宜作成して差支ない其の保存期限は三年である。

(2) 賃金計算簿との關係

從來使用中の工場法に基く賃金計算簿とは如何なる關係にあるか此の点に關しては工場法施行細則の一部が改正せられ賃金台帳を以て賃金計算簿に代る事が出来ること云ふ事となつて居るから二重に備付る必要はない。(工場法施行細則第十四條の二)

残余ある從來の賃金計算簿の用紙を其の儘賃金台帳として使用する場合は規則第七條に定むる事項中賃金計算簿に該當無き事項のみを書加へて使用するも差支ないと考へる。

(3) 賃 金 月 報

常時五十人以上の労働者を使用する事業主は毎月二十日迄に第一號様式に依る賃金月報(規則第八條)二通を届出る事になつて居る。

八、願 届 手 續

願届書類は必ず所轄警察署を経由すべきであつて(細則第一條)細則第二條には賃金規則作成届出の際附記すべき事項を定め其の第三條及第四條には未経験労働者の初給賃金に據らざる場合の許可申請様式を定めて居る。

本令に依る願届も工場就業時間制限令の場合と同様事業主又は法人の代表者が提出すべきが原則なるも代理人として其の權限の委任を受けたる者ある場合は其の代理人が提出して差支ない。

罰則の適用は工場就業時間制限令の場合と同一であるから参照せられたい。

賃金統制令 (昭和十四年三月三十日勅令第二百二十八號)

- 第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク労働者ノ賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ之ヲ適用ス
 - 一 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ムモノ
 - 二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業
 - 三 其ノ他厚生大臣ノ指定スル事業
- 第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ労働者が勞務ノ對價トシテ事業主ヨリ受クル給與其ノ他ノ利益ヲ謂フ
- 賃金ノ範圍及評價ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ハ賃金規則ヲ作成シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ
- 賃金規則ニ定ムベキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方長官不適當ト認ムルトキハ賃金規則ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

- 第五條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未経験労働者ノ初給賃金ヲ定ムルコトヲ得
- 事業主未経験労働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準據シ賃金ヲ支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 前條ノ場合ノ外地方長官労働者ニ支拂ハレタル賃金ノ額又ハ其ノ支給方法著シク不適當ト認ムルトキハ事業主ニ對シ將來ニ向ツテ之ヲ變更スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第七條 第二條第三號ノ規定ニ依ル事業ノ指定、第五條第一項ノ規定ニ依ル初給賃金ノ決定並ニ第四條第三項及前條ノ規定ニ依ル命令ハ賃金委員會ニ諮問シテ之ヲ爲ス
- 賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ賃金ノ統制ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ヨリ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第九條 本令ハ國又ハ道府縣ノ事業ニハ之ヲ適用セズ

第十條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十一條 本令中工場法ノ適用ヲ受クル工場トアルハ朝鮮、臺灣又ハ南洋群島ニ在リテハ常時十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場樺太ニ在リテハ工場取締規則ノ適用ヲ受クル工場トシ鑛業法トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮鑛業令、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則、南洋群島ニ在リテハ南洋群島鑛業令トス本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ臺灣鑛業規則ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ臺灣總督、其ノ他ノ事業ニ付テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太

廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

賃金統制令施行規則 (昭和十四年四月十日厚生省令第五號)

- 第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第三條第一項ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク
 - 一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
 - 二 通勤手當
 - 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ
- 賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)

必要アリト認ムルトキハ時價ニ依リ之ヲ算定ス
 第二條 令第四條ノ規定ニ依ル賃金規則ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

- 一 賃金ノ支拂方法及支拂期日
 - 二 所定就業時間（休憩時間ヲ含ム）及所定休憩時間
 - 三 未経験労働者ノ初給賃金
 - 四 定額賃金ノ等級別標準額
 - 五 所定就業時間外労働ニ對スル割増率又ハ手當
 - 六 所定休日出勤ニ對スル割増率又ハ手當
 - 七 労働者ヲ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ夜間就業ニ對シ賞與又ハ手當ヲ支給スルトキハ其ノ額若ハ率
 - 八 遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃金ノ計算方法
 - 九 第五號乃至第七號ニ掲グルモノノ外賃金ノ範圍ニ含マルベキ賞與又ハ手當ノ種類、額若ハ率及給與條件
 - 十 賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類、價額及給與條件
- 事業主ハ賃金規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ労働者ニ周知セシムベシ
- 第三條 令第五條ノ適用ニ付テハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ハ之ヲ未経験労働者トス
- 一 令ノ適用ヲ受クル事業ニ於テ從事セントスル業務ト

同種ノ業務ニ三月以上從事シタル経験アル者

- 二 前號ノ場合ノ外工場又ハ事業場ニ於テ六月以上労働ニ從事シタル経験アル者
 - 三 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者
 - 四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者
 - 五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ五年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ三年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者
 - 第四條 令第五條第一項ノ初給賃金ニ付テハ最低額ヲ定ム
 - 第五條 令第五條第二項ノ期間ハ雇入ノ日ヨリ三月トス
 - 第六條 令第五條第二項但書ノ規定ニ依リ左ノ場合ニ於テハ事業主ノ支拂フベキ賃金ハ令第五條第一項ノ規定ニ依ル初給賃金ニ準據セザルコトヲ得
- 一 試ノ雇傭期間中ニシテ雇入後十四日以内ノ場合
 - 二 身體ニ障害アル爲メ作業能力著シク劣レル者ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

三 作業ノ性質其ノ他特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第七條 事業主ハ賃金臺帳ヲ作成シ労働者別ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 毎就業日ニ於ケル就業時間
 - 二 賃金締切日ニ於ケル其ノ期間中（賃金締切日ナキ場合ニ於テハ毎月）ノ金錢給與タル賃金ノ總額及其ノ内訳
 - 三 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及價額
- 前項ノ賃金臺帳ハ三年間之ヲ保存スベシ
- 第八條 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業主ハ様式第一號

労働者賃金月報（昭和 年 月分）

種類ノ業事	工場又ハ事業場名	所在地			名氏主業事
		在	現	末	
性別	賃金總額	日延稼數	該當労働者數	最高所得者ノ賃金月額及其ノ稼働日數	最低所得者ノ賃金月額及其ノ稼働日數

附 則

- 第一號ニ依リ毎月二十日迄ニ前月（賃金締切日アル場合ニ於テハ前月ニ於ケル最終ノ賃金締切日前一月間）ニ於ケル労働者ノ賃金ニ付地方長官ニ届出ヅベシ
- 第九條 令第八條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二號ニ依ル（證票様式省略）
- 第十條 本令中地方長官トアルハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス
- 本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

右賃金統制令施行細則第四條ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

事業主氏 名印

警視總監 殿

○警視廳令第十二號 (昭和十四年四月二十八日)

大正十五年六月警視廳令第二十八號工場法施行細則中左ノ

通改正ス

二二

第十四條ノ二賃金統制令ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ賃
金臺帳ヲ以テ前條ニ定ムル賃金計算簿ニ代フルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成令解説

一 技能者の意義

工場事業場技能者養成令に依り工場又は事業場に於て養成せしめんとする技能者は如何なる程度のものであるかと謂ふに、産業戦士としての徳性を具へ、且中堅職工として須要なる知識及技能を有する者であつて、其の技能程度は、當該工場又は事業場の生産作業について、相當廣範圍の技術的判斷力を有し、指導者の具體的指示を俟たずして大體間違ひなく作業を爲し得る者を謂ふのである。而して、其の中には、將來其の工場、事業場に於て指導者たる職工となり得る者を含んで居らねばならぬのであつて、所謂専門分業工の如き、極めて限られたる作業のみを會得した職工であつてはならぬのである。

二 養成義務者

技能者の養成を爲すべき者については、令第二條に於て左の二の者とせられてゐる。

其の一は、厚生大臣が指定する事業を行つてゐる工場又は事業場であつて、年齢満十六歳以上の男子労働者を常時二百人以上使用してゐるもの、事業主である。之に該當する者は、原則として、すべて養成義務を負ふのであるが、之に該當する者であつても、本令に基づく養成を行ふことが著しく困難なものは、厚生大臣の許可を受ければ、本令に基づく養成義務を免除せられることになつて居る。此の許可を受ける場合の手續については施行規則(以下これを單に規則と略稱する)の第二條に規定せられてゐる。

其の二は、厚生大臣の指定する事業を行つてゐる工場又は事業場であつて、年齢満十六歳以上の男子労働者を常時二百人未満五十人以上使用してゐるものであつて、特に厚生大臣が指定したもの、事業主である。

尙、右に述べた技能者の養成を行ふべき義務の基礎となつてゐる事業の種類及其の範圍に付ては、別記厚生省告示第十五號と其の解説を参照せられたい。

三 養成の種類

(1) 通常の養成と短期養成 養成は、後に述ぶるが如く、通常三年の期間(特に認可を得て短縮した場合は二年乃至三年)に於て行ふことになつてゐるのであるが、戦時又は戦争に準すべき事變の場合、急速に多数の技能者(之は必ずしも一に述べた技能者に限定せられない)を要することが想定せられるのであつて、かゝる場合には、一般の二年乃至三年の期間の養成に俟つことを得ないのであるから、厚生大臣に於て、事業主に對し三年未満の短期の養成を特に命ずることを得ることになつてゐる(令八條一項)。此の短期養成は、養成期間、養成人員等を指定して之を命じ、又必要があれば養成計畫を提出せしむることもあるのである。而して、短期養成を命じた場合には、厚生大臣は、其の事業主に對しては一般の養成の全部又は一部を免除することを得るのである(令八條二項)。

(2) 直接養成と委託養成 養成工の養成は、養成義務者が其の養成を爲すべき工場又は事業場に於て行ふことを原則とするのであるが、必要に依つては他の施設に委託して養成することも出来るのである。此の場合には、養成計畫に於て其の委託を爲すことを明かにして認可を受けねばならぬ。養成を委託することを得べき施設は、青年學校、工業學校等の學校或は事業主が共同して設置する職工養成施設等にして中堅職工としての養成に適する施設でなければならぬ。

四 養成工の資格

養成工は將來中堅職工たらしむることを目的とするのであるから、其の目的に適するものにつき養成を爲すべきこと謂ふまでもなく、此の故に、令第四條に於て、其の資格につき左の如き制限を設けた。

(1) 事業主に雇傭せられるものであること。
従つて、事業主は雇傭契約に基づき養成工に對し一定の賃金を支給すべきは勿論、労働保護法規上も工場、事業場等の従業者として取扱はなければならぬ。

(2) 養成開始の際に年齢満十四歳以上満十七歳未満の男子であること。

(3) 高等小學校を卒業したる者若は青年學校普通科の課程を修了したる者又は文部大臣に於て之と同等以上の學力を有する者と認めたる者であること。文部大臣に於て高等小學校を卒業したる者又は青年學校普通科の課程を修了したる者と同等以上の學力を有するものと認めたる者とは、中學校第二學年修了者、高等小學校第二學年修了者、尋常小學校卒業程度を入學資格とする實業學校に於て第二學年を修了したる者、高等小學校第一學年修了程度を入學資格とする實業學校に於て第一學年を修了したる者等である。(昭和十四年四月四日 文部省告示第二百三號)
併し乍ら工場又は事業場に於て右の資格條件に合致する者を養成すべき員数だけ得ることの困難なる場合、或は養成せ

んとする技能者の種類に依つて必ずしも右の資格條件に合致する者を養成することが適當でない場合等については、令第四條第二項に依り、地方長官(東京府に在りては警視總監であり又鑛業法及砂鑛法の適用を受くる事業に付いては鑛山監督局長である。以下地方長官とあるとき亦同じ。)の許可を受けて右の資格條件に合致しない者を養成しても差支へないことになつてゐる。此の場合の許可申請の手續については、規則第九條に規定せられてゐる。

尙、養成工は、必ずしも新に採用する必要はなく、従來から工場又は事業場に就業して居るものを養成工とすることも、其の者が養成工たるの資格條件を具ふる限り差支へないのである。

五 養成員數

養成工の員數については、令第三條に於ては、命令の定むるところに依るものとして居り、規則に於ては、養成開始員數を定め、且其の後の關員の處理につき定めて居るのであつて、之に依つて養成工の員數が自ら定まるやうになつてゐるのである。

(1) 養成を開始すべき員數

事業主が毎年養成を開始すべき員數については、一般には厚生大臣の告示した比率に依つて算定した員數(告示員數と謂ふこととする)以上と謂ふことになつてゐるのであるが、厚生大臣が特に必要と認められた場合には工場又は事業場を指定して告示員數以上の員數(之を指定員數と謂ふこととする)の養成を命ずることが出来ることになつて居り、又養成員數に關員を生じたる場合には其の員數を其の次の養成開始の際の養成開始員數に加へることになつてゐるのである。

(イ) 告示員數 告示員數は、養成を開始すべき年の前年十二月三十一日現在(昭和十四年に於て開始すべき養成に限り昭和十四年三月一日現在)に於て令第二條に依り厚生大臣の指定する事業に使用して居る従業者中國民職業能力申

告令第二條第一號に該當する要申告者（技術者を除く）の員數に厚生大臣の定むる比率を乗じて得たる員數である。國民職業能力申告令第二條第一號に該當する要申告者と謂ふのは、年齢滿十六歳より滿五十歳未滿の男子で、引續き三月以上厚生大臣の指定する職業に従事して居るのである。又此の要申告者の員數に乗すべき比率は、昭和十四年四月四日厚生省告示第五十六號を以て、昭和十四年に於て養成を開始すべき員數につき、金屬工業に屬する事業については百分の四、機械器具工業に屬する事業については百分の六と定められてゐる。

(ロ) 指定員數 厚生大臣が特に必要ありと認められた場合には、滿十六歳以上の男子労働者を常時千人以上使用して居る工場若しは事業場又は實習工場其の他養成に適する施設を有する工場若しは事業場に對して、告示員數以上の員數につき養成を命ずることを得るのである。而して、此の指定員數は告示員數以上であつて且告示員數の二倍を超えない範圍に於て定めらるることになつてゐる。

(ハ) 關員補充員數 毎年十二月三十一日現在に於て養成工の員數に缺員あるときは、其の翌年に於て養成を開始すべき員數は、告示員數、又は指定員數に其の缺員の數を加へた員數である。

(2) 養成員數の減免

養成工は、前に述べた通り、養成開始の際年齢滿十四歳以上滿十七歳未滿の者で高等小學校卒業程度以上のものではないならばのである。併し乍らかやうな條件を具ふる者を所定の員數だけ得ることの出来ない場合には、其の不足員數は、地方長官の許可を受け、右の條件に合致しない者を以て充足する様に努むべきである。而して、右の如くしても尙かつ所定の養成開始員數を充足し難い場合其他特別の事情に依つて養成開始員數の全部又は一部について養成を開始することが困難な場合には、地方長官の認可を受けて、其の困難なる員數だけ養成開始員數を減少することが出来る（規則五條一

項）。右の養成員數の減免は、其の年から養成を開始すべき員數についての減免であつて、翌年から開始すべき養成については、特に手續を履まない限り、翌年の告示員數又は指定員數に依らねばならぬこと勿論である。此の養成開始前に於ける養成開始員數の減免の認可の申請の手續は、規則第五條第二項に定められてゐる。

次に、養成を開始した養成工の員數についても、特別の事情に依つて養成を繼續することが困難となつた場合には、地方長官の認可を受けて、其の困難な員數だけ養成を廢止することが出来る（規則八條一項）。此の養成員數の減免も特定の年次に開始せられた養成の養成員數の減免に止まるのであつて、其の前後の年次に開始せられ又は開始せらるべき養成についての養成員數の減免ではないこと勿論である。此の養成開始後に於ける養成員數の減免の認可申請の手續については規則第八條第二項に規定せられてゐる。

(3) 養成工の養成廢止

養成工の養成の趣旨が中堅職工の養成にある限り、養成工が中堅職工たるの見込なしとすれば、其の者について養成を繼續することは徒勞に過ぎない。従つて、個々の養成工についての養成廢止を全然認めないといふことは出来ないのである。併し乍ら、之を養成義務者の任意とすることは、技能者の養成を義務づけた法令の趣旨が没却せらるゝの懼があるので、個々の養成工の養成の廢止については、其の者が中堅職工たるの見込なしと認められる場合に限り、且地方長官の認可を受けねばならぬこととした（規則六條一項）。此の認可に基づく養成工の養成廢止は、前述の養成員數の減免ではないのであるから、養成を廢止した養成工の員數は養成員數の關員となるのである。此の養成工の養成廢止の認可申請の手續については、規則第六條第二項に規定せられてゐる。

(4) 養成工の關員補充

養成工の養成開始後、養成工の死亡、退職又は前項の養成廢止等に依り養成員數に關員を生じた場合に於て、其の關員

の補充を認むべきやに付いては、補關に依つて養成工となつた者の養成が支障なく行はれる限度に於て認めらるべきである。従つて、其の關員を生じたる時期が養成開始後三月以内である場合に限り、直ちに其の關員を補充するの條件を以て之を認めることとした（規則七條一項、二項）。此の養成開始後三月以内に生じた關員を補充した場合の補關の養成工の養成期間は、關員となつた養成工の残存の養成期間とせられてゐる（規則七條三項）。

六 養成期間

(1) 養成を開始すべき時期

養成義務者は養成義務の發生した時から養成を開始せねばならぬのではない。即ち、養成開始については養成計畫の設定の必要もあり又養成の實施の監督の便宜といふ點もあり、一定の時期に於て之を開始せしめるのを適當とするのであるから、規則第三條に於て其の開始の時期を定めた。即ち、養成工の養成は、一月一日より二月末日迄の間に養成義務の生じた者は其の年から、三月一日より十二月末日迄の間に養成義務の生じた者は其の年の翌年から、毎年四月中に之を開始しなければならぬものとせられた。たゞ、特に厚生大臣又は地方長官が養成開始の時期を指定したときは、其の指定したときから養成を開始しなければならぬのである。

尙、昭和十四年に於て開始すべき養成については、特に五月中に養成を開始することになつてゐる（規則附則三項）。

(2) 養成期間

養成工の養成期間は、原則として三年である（令六條一項）。たゞ、實習工場に於て組織的計畫的に一年以上養成工の技能を授くる場合其他特別の事情に依つて養成期間を短縮しても、本令の目的とする養成に支障がないと認められる場合には、地方長官の認可を受けて、養成期間を二年迄短縮することが出来る（令六條二項、規則一〇條一項）。此の認可の申

請の手續に付いては、規則第十條第二項に規定せられてゐる。

七 養成の内容及其の時數

事業主は、養成工に對し、其の徳性を涵養し、中堅職工たるに須要なる知識及技能を授けなければならないのであるが（令五條）、其の養成につき要求せられてゐる時數は、次の通りである（令六條三項、規則一一條）。

(1) 徳性の涵養の時數 毎年四十時間以上

(2) 學科の時數 養成期間を通じ七百二十時間以上。従つて、學科は、必ずしも毎年之を授ける必要はないのであつて、最初の二年又は一年には學科を教授し、後の一年又は二年は徳性の涵養及實習のみに充て、も差支へはないのである。但し國語及國史については後で述べる青年學校との關係もあるから毎年之を授くる様に計畫せられたい。

尙、事業主は、特別の事情のある場合に於ては、地方長官の認可を受けて、學科の時數を五百五十時間迄縮小することが出来る。此の認可の申請の手續は、規則第十一條第三項に規定せられて居る。

(3) 實習の時數 養成期間を通じ五千時間以上。但し前に述べたように養成期間を三年以内二年迄に短縮することを認められた場合には三千五百時間以上とすればよいことになつてゐる。

八 養成施設

地方長官は左記に依り、事業主に對して養成を行ふにつき必要なる施設を命ずることが出来る（令九條、規則一五條）。

- (1) 滿十六歳以上の男子労働者を常時五十人以上使用して居る工場又は事業場の事業主に對しては養成指導員を置くこと
- (2) 滿十六歳以上の男子労働者を常時二百人以上使用して居る工場又は事業場の事業主に對しては教室及其の附屬設備

の設置

(3) 満十六歳以上の男子労働者を常時千人以上使用して居る工場又は事業場の事業主に對しては實習工場の設置

九 養成計畫

(1) 養成計畫の設定

(イ) 事業主は、養成を開始する毎に、養成工の養成開始より其の養成終了迄の養成計畫を作成し、地方長官の認可を受けねばならぬ(令七條一項前段、規則一二條)。

(ロ) 養成計畫は、事業主に於て、養成工の資格、員數、養成期間、養成開始の時期、養成の内容及時間等につき法令の定むるところに従ひ、工場又は事業場の實狀に應じ適當に之を定めることになつてゐるのである(規則一三條)。

(2) 養成計畫の変更

事業主が認可を受けた養成計畫を変更せんとする場合は、變更せんとする事項を具し、地方長官の認可を受けねばならぬ(令七條一項後段、規則一四條)。又、地方長官は、養成計畫の変更の必要ありと認められた場合には、事業主に對し其の変更を命ずることが出来ることとなつてゐる(令七條二項)。

十 養成工の保護規定

(1) 養成時間に對する制限

他の法令に於て就業時間に關する制限があるときは、養成工の養成は其の就業時間の制限内で行はねばならぬ。例へば、満十六歳以下の所謂保護職工に付いては、原則として十一時間以内の就業時間の間に於て養成を行はねばならぬのである。

尙來る五月一日からは十六歳以上の男子職工の就業時間も本令と同時に公布された工場就業時間制限令によつて原則として十二時間以内とされたので十六歳以上の養成工に就ても此の就業時間内で養成を行はねばならぬこととなるのである。

(2) 養成費用負擔に對する制限

養成工の養成に要する費用は、すべて事業主が負擔すべきであつて、地方長官の許可を受けざる限り之を養成工に負擔せしめてはならぬのである(令一一條規則一六條)。

十一 報告、帳簿の作成

技能者の養成が、本令の趣旨に適ふやうに實施せられてゐるや否やを監督することは極めて必要であるので、養成に關し、事業主に對し帳簿の作成を命じ、報告を徴し、臨檢、検査を爲し其の他監督に關し必要な命令を爲すことを得ることになつてゐる。

帳簿としては、一般的には、養成工名簿の作成備付が規則の第十八條に規定せられてゐる。即ち、事業主は、所定の様式の養成工名簿を作成して、工場又は事業場に備付けて置かねばならぬ。而して、此の養成工名簿は、養成工の養成の終了後五年間保存しなければならぬ。

報告については、養成指導員に關する報告と養成狀況の報告とが定められてゐる(令一三條、規則一七條、一九條)。養成指導員に關する報告は、養成指導員を置いた場合に其の指導員の氏名、履歴及擔任事項を、其の報告の内容に変更のあつた場合に變更事項を所定の様式に依つて爲すことになつてゐるのである。次に、養成狀況については、毎年六月一日現在の養成工の養成開始年別職種別員數及前年四月一日より其の年三月三十一日迄の一年間に養成を終了したる養成工の職種別員數を所定の様式に依つて毎年六月三十日迄に報告することとなつてゐる。

十二 補助及補償

技能者の養成に關しては、其の養成を爲す者に對し、國庫に於て補助することとなつて居り、又、技能者の養成に因り事業主に損失を生じたときは、其の損失の補償を爲すことになつてゐる（令一五條）。國庫補助は、命令の定むるところに依り豫算の範圍内に於て交付せらるゝことになつて居り、之に付いては、近く厚生省令が制定せられる筈である。損失補償は、通常生すべき損失に限り爲され、且之に關しては、養成期間の終了後（特に厚生大臣が時期を指定したときは其の時期に於て）養成を爲す者の請求に依り交付せられることになつてゐる。

十三 技能者養成制と青年學校の課程との關係

養成工は、養成開始の際、原則として年齢満十四歳以上満十七歳未満の男子であつて、高等小學校を卒業し若は青年學校普通科の課程を修了し又は文部大臣に於て之と同等以上の學力を有すと認めたるものなることを要するのであるから、青年學校本科の教育義務制が實施（本科は昭和十六年からである）せられる際には、養成工の年齢に該當する者は原則として青年學校本科に就學すべき義務を負ふこととなるのであるが、本制度に依る養成工については、本令に依り徳性を涵養し、中堅職工たるに須要なる知識及技能を修習すれば、當該養成期間中は青年學校の修身及公民科、普通科及職業科の課程を修むる義務を免除せられ、養成を終了したる後は、その後の青年學校の學年に於ては青年學校の普通科及職業科の課程を修むる義務を免除せられる筈である。たゞ教練の課程については、免除せられないことになつてゐる。尙養成終了後の修身及公民科についても亦同様である。

十四 罰 則

尙本令に違反して技能者の養成を爲さざる者は國家總動員法第三十六條の規定に依り三千圓以下の罰金に處せらるゝこととなつてゐる。

十五 養成工の移動制限について

國策上から養成してゐる養成工が妄りに中途で他に引抜かれたり、移動したりされては折角の養成も徒勞に歸することとなるので、本令と同時に公布された從業者雇入制限令（勅令第一二六號）に依り引續き三月以上養成工たる者及び養成工を罷めてから六ヶ月を経過しないものゝ雇入については原則として職業紹介所長の認可を受けなければならぬこととせられてゐるのである。

工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十一日） （公布勅令第三百三十一號）

- 第一條 國家總動員法第二十二條ノ規定ニ基ク工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 厚生大臣ノ指定スル事業ニ屬スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ事業主（以下事業主ト稱ス）ハ技能者ノ養成ヲ爲スベシ但シ第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 年齢滿十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人以上使用スル工場又ハ事業場
- 二 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二百人未滿五十人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ
- 第三條 前條ノ規定ニ依リ養成セラレベキ者（以上養成工ト稱ス）ノ員數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 養成工ハ事業主ニ雇傭セラルル養成開始ノ際年齢十四年以上十七年未滿ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小學校ヲ卒業シ若ハ青年學校普通科ノ課程ヲ修了シタルモノ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認

メタルモノナルコトヲ要ス

事業主ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ許可ヲ受ケ養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ付前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第五條 事業主ハ養成工ニ對シ其ノ徳性ヲ涵養シ中堅職工タルニ須要ナル知識及技能ヲ授クベシ

第六條 養成工ノ養成期間ハ三年トス

前項ノ養成期間ハ養成ニ關スル施設ノ狀況其ノ他ノ特別ノ事情ニ依リ養成上別段ノ支障ナキ限り命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ二年迄短縮スルコトヲ得

養成ニ必要ナル時數ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 事業主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ養成計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ地方長官必要アリト認ムルトキハ養成計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣戰時（戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム）ニ際シ特別ノ必要アリト認ムルトキハ前五條ノ規定ニ拘ラズ事業主ニ對シ短期ノ養成期間ニ依ル技能者ノ養成ヲ命ズルコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ規定ニ依リ技能者ノ養成ヲ命ゼラレタル事業主ニ對シ前五條ノ規定ニ依ル技能者養成ノ義務ノ

ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 厚生大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ依リ技能者ノ養成ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス厚生大臣ハ本令ニ依リ技能者養成ニ因リ損失ヲ生ジタル場合ニ於テハ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ養成期間ノ終了後之ヲ請求スベシ但シ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ別段ノ時期ニ之ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於ケル鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トス

第十七條 本令中厚生大臣又ハ文部大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十四年四月五日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成令施行規則

（昭和十四年四月四日厚生省令第三號）

三四

全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

第九條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業主ニ對シ養成ヲ行フニ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ命ズルコトヲ得ベキ設備ノ種類ハ工場又ハ事業場ノ規模ニ應ジ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 他ノ法令ニ於テ就業時間ニ關スル規定アルトキハ養成工ノ養成ハ其ノ就業時間内ニ於テ之ヲ行フベシ此ノ

場合ニ於テハ養成ニ要スル時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

第十一條 事業主ハ養成工ヲシテ授業料其ノ他養成ヲ行フ爲ニ必要ナル費用ヲ負擔セシムルコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 厚生大臣又ハ地方長官ハ技能者ノ養成ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法

第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第十四條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ技能者ノ養成ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ養成ノ狀況又ハ之ニ關スル帳簿書類其ノ他ノ物件

第一條 工場事業場技能者養成令（以下令ト稱ス）ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場又ハ事業場別

ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二條 令第二條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ工場又ハ事業場別ニ工場又ハ事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

一 工場又ハ事業場ノ名稱及所在地

二 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

三 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該

當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ員數

四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數

五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ養成工タル者ノ職種別員數

六 技能者ノ養成ヲ爲スコト困難アル理由

第三條 養成工ノ養成ハ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ヨリ三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ其ノ義務ノ生ジタル年ノ翌年ヨリ毎年四月ニ

三五



於テ之ヲ開始スベシ但シ厚生大臣又ハ地方長官ニ於テ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ其ノ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タルモノノ員數ニ別ニ告示ヲ以テ定ムル比率ヲ乘ジテ得タル員數(以下告示員數ト稱ス)以上トス

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場又ハ事業場ニ付毎年養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ヲ告示員數ノ二倍ヲ超エザル範圍内ニ於テ定ムルコトヲ得

一 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スルモノ

二 實習工場其ノ他養成ニ適スル施設ヲ有スルモノ

毎年十二月三十一日現在ニ於テ養成工ノ員數ニ關員アルトキハ其ノ翌年ニ於テ養成ヲ開始スベキ員數ハ第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル員數ニ其ノ關員ノ員數ヲ加ヘタル員數トス

第五條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數ノ養成工ノ養成ヲ開始ス

付養成ヲ繼續スルコト困難トナリタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第三號及第五號ニ掲グル事項

二 養成ヲ繼續スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ繼續スルコト困難ナル理由

第九條 令第四條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 許可申請ノ理由

第十條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業主ノ申請ニ依リ令第六條第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ヲ爲スコトヲ得

一 實習工場ニ於テ一年以上養成工ノ技能ヲ授クル場合

二 前號ノ外地方長官ニ於テ養成期間ヲ短縮スルモ養成工上妨ゲナシト認メタル場合

前項ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 短縮セントスル期間

三 短縮セントスル理由

第十一條 令第六條第三項ノ養成ニ必要ナル時數ヲ定ムル

ルコト困難ナルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ員數ノ全部又ハ一部ニ付養成ヲ開始セザルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ

一 第二條第一號乃至第五號ニ掲グル事項

二 前條ノ規定ニ依ル養成ヲ開始スベキ員數中養成ヲ開始スルコト困難ナル員數

三 養成ヲ開始スルコト困難ナル理由

第六條 事業主養成ヲ開始シタル養成工中堅職工タルノ見込ナシト認メタルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ其ノ養成工ノ養成ヲ廢止スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ養成ヲ廢止セントスル養成工ノ氏名及中堅職工タルノ見込ナシト認メタル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第七條 養成開始後養成工ノ員數ニ關員ヲ生ジタルトキハ其ノ關員ヲ生ジタル時期ガ養成開始後三月以内ノ場合ニ限り之ヲ補充スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ養成工ノ關員ヲ補充スルトキハ關員ヲ生ジタル後遲滞ナク之ヲ補充スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ補充シタル養成工ノ養成期間ハ前ノ養成工ノ殘存ノ期間トス

第八條 事業主養成開始後養成工ノ全部又ハ一部ノ員數ニ

コト左ノ如シ

一 徳性ノ涵養ニ充ツベキ時數 毎年四十時間以上

二 中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ七百二十時間以上

三 中堅職工タルニ須要ナル技能ヲ授クルニ充ツベキ時數 養成期間ヲ通ジ五千時間以上(令第六條第二項ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シタル場合ハ三千五百時間以上)

事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項第二號ノ時數ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ得

前項認可ノ申請ハ短縮セントスル時數及短縮セントスル理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ

第十二條 令第七條ノ養成計畫ハ養成ヲ開始スル毎ニ之ヲ定ムベシ

第十三條 令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ養成ヲ開始スベキ年ノ一月十日ヨリ二月二十日迄ノ間ニ於テ之ヲ爲スベシ但シ一月一日ヨリ二月末日迄ノ間ニ於テ技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務ノ生ジタル者ニ在リテハ三月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ妨ゲズ

一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項

二 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該

- 工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一號ニ該當スル要申告者（技術者ヲ除ク）タルモノノ職種別員數
- 三 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在當該工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ員數
- 四 養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在ノ養成工ノ職種別員數
- 五 養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數
- 六 養成工ノ設備方法
- 七 養成ヲ擔任スル者（以下養成指導員ト稱ス）ノ擔任事項別員數
- 八 教室、實習工場、寄宿舎其ノ他養成ニ關スル設備ニ關スル事項
- 九 養成工ノ徳性涵養ニ充ツベキ各年別時數
- 十 養成工ニ授クベキ學科ノ種目及其ノ種目ノ各年別授業時數
- 十一 養成工ノ實習種目及其ノ各種目ノ各年別實習時數
- 十二 養成工ノ養成期間中ニ於ケル賃金其ノ他ノ給與
- 十三 一日ノ就業時數（養成時數ヲ含ム）

- 十四 休日及休憩時間
- 十五 養成ニ要スル經費ノ概算
- 十六 養成工ノ全部又ハ一部ヲ學校又ハ當該工場若ハ事業場以外ノ施設ニ於テ養成セントスル場合ニ於テハ前各號ニ掲グルモノノ外左ニ掲グル事項
 - (一) 當該施設ノ名稱及所在地
 - (二) 當該施設ニ於テ養成セントスル養成工ノ職種別員數
 - (三) 養成工ヲシテ當該施設ニ於テ修習セシムベキ事項
 - (四) 當該施設ニ於テ養成セントスル期間
 - 十七 其ノ他養成ニ關スル事項
- 第三條但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣又ハ地方長官ノ指定シタル期間ニ於テ令第七條第一項ノ養成計畫ノ認可ノ申請ヲ爲スベシ
- 第十四條 令第七條第一項ノ養成計畫變更ノ認可ノ申請ハ變更セントスル事項及理由ヲ具シ之ヲ爲スベシ
- 第十五條 地方長官ハ令第九條ノ規定ニ依リ事業主ニ對シ養成指導員ヲ置クコトヲ、令第二條第一號ニ該當スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ教室又ハ其ノ附屬設備ノ設置ヲ、年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ對シ實習工場ノ設置ヲ命

ズルコトヲ得

- 第十六條 令第十一條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ之ヲ爲スベシ
 - 一 第二條第一號及第二號ニ掲グル事項
 - 二 養成工ヲシテ負擔セシメントスル費用ノ種目
 - 三 許可申請ノ理由
- 第十七條 事業主養成指導員ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ者ノ氏名、履歴及擔任事項ヲ様式第一號ニ依リ地方長官ニ報告スベシ之ニ變更アリタルトキ亦同ジ
- 第十八條 事業主ハ工場又ハ事業場毎ニ様式第二號ニ依リ養成工名簿ヲ備付クベシ
- 養成工名簿ハ養成工ノ養成終了後五年間之ヲ保存スベシ
- 第十九條 事業主ハ養成ノ狀況ヲ様式第三號ニ依リ毎年六月三十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ
- 第二十條 令第十四條ノ證票ハ様式第四號ニ依ルモノトス
- 第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業法又ハ砂鑛法ノ適用ヲ受クル事業ニ付テハ鑛山監督局長トシ其ノ他ノ事

業ニ付テハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ工場事業場技能者養成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス、本令施行ノ際技能者ノ養成ヲ爲スベキ義務アル者ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ昭和十四年ヨリ毎年養成ヲ開始スベシ

前項ノ規定ニ依リ昭和十四年ヨリ開始スベキ養成ハ五月ニ於テ之ヲ開始シ其ノ養成計畫ノ認可ノ申請ハ第十三條中ノ申請期間ニ關スル規定ニ拘ラズ昭和十四年四月二十日迄ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ養成ニ付テハ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員數ハ第四條中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ昭和十四年三月一日現在トシテ算定シタル員數トス

第三項ノ規定ニ依リ提出スベキ養成計畫ノ認可ノ申請ニ付テハ第十三條第一項第二號及第三號中養成ヲ開始スベキ年ノ前年十二月三十一日現在トアルヲ各々昭和十四年三月一日現在トス

様式第一號

養成指導員(變更)届

工場又ハ事業場ノ名稱		所在地		氏名		氏名及生年月日		専任又ハ兼任ノ別		履歴		擔任事項	

昭和 年 月 日

住所

事業主氏名 (法人ニ在リテハ其名稱及代表者氏名) 印

地方長官宛

備考

- 一 本届書ノ用紙ノ大サハ規定規格B5判(182mm×267mm)トスルコト
- 二 氏名ノ左側ニ生年月日ヲ記載スルコト
- 三 工場又ハ事業場ノ業務ニ従事スル傍ラ養成ヲ擔任スル者ハ兼任トシテ記載スルコト
- 四 履歴欄ニハ指導員ノ最後ニ卒業シタル學校名、學科名及職業ニ關スル履歴ノ概要ヲ記載スルコト
- 五 擔任事項欄ニハ指導員ノ擔任スル學科(修身及公民科ヲ含ム)名又ハ實習種目名等ヲ記載ノコト
- 六 變更ノ場合ハ各相當欄ニ其ノ變更要領ヲ記載シ變更届トシテ提出スルコト

様式第二號

(表面) 養成工名簿

職 種	本 籍	年 履 月 日 入				年 履 月 日 出				氏名及生年月日	年 月 日 生	
		年	月	日	日	年	月	日	日			

賞 金			
年	月	日	日
年	月	日	日
年	月	日	日
年	月	日	日

昭和 年 月 日

住 所

事業主氏名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名) 印

地方長官宛

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業指定

(昭和十四年四月四日)
(厚生省告示第五十五號)

工場事業場技能者養成令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス

- 一 金屬製鍊業
- 二 金屬壓延業(金屬線製造業、金屬箔製造業ヲ除ク)
- 三 鍛 冶 業
- 四 鑄 造 業
- 五 金屬熔接業
- 六 金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)
- 七 採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業
- 八 銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業
- 九 原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)
- 十 電動機、電氣機械器具製造業

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率(昭和十四年分) (昭和十四年四月四日)
(厚生省告示第五十六號)

- 十一 電氣通信機械器具製造業
 - 十二 化學工業用機械裝置製造業
 - 十三 ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及コック製造業
 - 十四 ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業
 - 十五 造 船 業
 - 十六 鐵道軌道車輛製造業
 - 十七 航空機製造業
 - 十八 自動車、自動自轉車製造業
 - 十九 起重機製造業
 - 二十 計器、試験檢定及學術用器械製造業
 - 二十一 光學機械器具製造業
 - 二十二 醫療器械製造業
- 第六號乃至第二十二號ノ事業ニハ各其ノ製造物品ノ修繕事業及其ノ部分品ノ製造事業ヲ含ムセノトス

工場事業場技能者養成令施行規則第四條第一項ノ比率ヲ昭和十四年ニ於テ養成ヲ開始スベキ養成工ニ付左表ノ通定ム

工場又ハ事業場ノ事業ノ種類	比 率
一金屬製鍊業	百分ノ四
二金屬壓延業(金屬線製造業及金屬箔製造業ヲ除ク)	百分ノ四
三鍛 冶 業	百分ノ四
四鑄 造 業	百分ノ四
五金屬熔接業	百分ノ四
六金屬工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)	百分ノ六
七採鑛、選鑛、製鍊用機械器具製造業	百分ノ六
八銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業	百分ノ六
九原動機製造業(汽罐、ガス發生機製造業ヲ含ム)	百分ノ六
十電動機、電氣機械器具製造業	百分ノ六
十一電氣通信機械器具製造業	百分ノ六
十二化學工業用機械裝置製造業	百分ノ六
十三ポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及コック製造業	百分ノ六
十四ベルト車、齒車、車軸及軸受製造業	百分ノ六
十五造 船 業	百分ノ六

十六	鐵道軌道車輛製造業	百分ノ六
十七	航空機製造業	百分ノ六
十八	自動車、自動自轉車製造業	百分ノ六
十九	起重機製造業	百分ノ六
二十	計器、試験檢定及學術用器械製造業	百分ノ六
二十一	光學機械器具製造業	百分ノ六
二十二	醫療器械製造業	百分ノ六

工場事業場技能者養成令施行細則

(昭和十四年四月二十日 警視廳令第九號)

- 第一條 本令ニ於テ令ト稱スルハ工場事業場技能者養成令ヲ、規則ト稱スルハ工場事業場技能者養成令施行規則ヲ謂フ
- 第二條 令、規則又ハ本令ニ依ル申請書又ハ届書ハ工場又ハ事業場所在地ノ所轄警察署ヲ經由スベシ
- 第三條 令第二條但書、第七條、規則第五條第一項、第八條第一項及第十條第一項ノ規定ニ依ル申請書ハ三通ヲ、其ノ他ノ申請書ハ二通ヲ提出スベシ
- 第四條 令第二條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル事業ニ

屬スル工場又ハ事業場ニシテ年齢十六年以上ノ男子労働者常時五十人以上ヲ使用スルモノノ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ十日以内ニ警視總監ニ届出ヅベシ年齢十六年以上ノ男子労働者常時二百人未満五十人以上ヲ使用スル工場又ハ事業場ニシテ常時二百人以上ヲ使用スルニ至リタルトキ亦同ジ

一 工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下之ニ同ジ)

三 常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者數

- 四 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ國民職業能力申告令第二條第一項ニ該當スル要申告者(技術者ヲ除ク)タル者ノ員數
- 五 現ニ工場又ハ事業場ニ於テ令第二條ノ事業ニ使用セラルル者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スル者ノ職種別員數
- 前項第一號及第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク其ノ旨届出ヅベシ
- 第五條 前條ノ事業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク警視總監ニ届出ヅベシ
- 一 年齢十六年以上ノ男子労働者常時二百人以上ヲ使用スル工場又ハ事業場ニシテ其ノ労働者數二百人未満トナリタルトキ
- 二 年齢十六年以上ノ男子労働者常時五十人以上ヲ使用スル工場又ハ事業場ニシテ其ノ労働者數五十人未満トナリタルトキ
- 三 事業ヲ廢止シタルトキ
- 前項ノ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 前條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項
- 二 届出當時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者數
- 三 事業廢止ノ場合ニ在リテハ其ノ年月日

- 第六條 令第二條ノ事業主(以下事業主ト稱ス)養成工ノ一部ニ付令第四條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ規則第九條ニ掲グル事項ノ外許可ヲ受ケントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ
- 第七條 事業主養成工ノ一部ニ付規則第十條第一項ノ規定ニ依ル養成期間短縮ノ申請ヲ爲サントスルトキハ申請書ニ同條第二項ニ掲グル事項ノ外短縮セントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ
- 第八條 事業主養成工ノ一部ニ付規則第十一條第二項ノ規定ニ依ル養成時數短縮ノ認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ同條第三項ニ掲グル事項ノ外短縮セントスル養成工ノ職種別員數ヲ記載スベシ
- 第九條 事業主ハ技能者養成ニ關スル日誌ヲ作成シ記載スベシ
- 第十條 事業主ハ養成ニ關スル時間割ヲ作成シ教室又ハ事務所ノ見易キ箇所ニ揭示スベシ
- 第十一條 事業主技能者養成ニ關スル規程ヲ作成シタルトキハ其ノ規程ノ外第四條第一項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ具シ遲滯ナク警視總監ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

工場事業場技能者養成令第二條ノ指定事業解説

四八

指定事業ノ分類ハ昭和五年十二月二十七日内閣訓令第三號ニ依ル國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類ノ小分類ヲ基礎トシテ作成セリ

一、一般的解説

一 工場・事業場ニシテ指定事業ト指定事業以外ノ事業トヲ併セ行フ場合其ノ指定事業ガ當該工場、事業場ノ主タル事業ト認ラレズ且指定事業ニ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ガ二百人未滿(又ハ五十人未滿)ノモノト雖モ指定事業以外ノ事業ニ使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ數ヲ合算シテ當該工場、事業場ニ於ケル男子労働者ノ總數ガ二百人(又ハ五十人)以上トナル場合ハ令第二條第一號(又ハ第二號)ニ該當スルモノトス

但シ規則第四條第一項ノ規定ニ依ル養成開始ノ員數ハ指定事業ニ使用スル要申告者ノ員數ニ告示ノ比率ヲ乘ジテ得タル員數以上トス

(例) 紡織機械製造業ヲ主トスル工場ガ其ノ一部ニ於テ兵器ヲ製造シ又ハ紡織機械製造業ト關係ナク一般鑄

造業ヲ行フ場合紡織機械製造業ニ從事スル十六年以上ノ男子労働者數ガ常時百五十人、兵器製造又ハ一般鑄造業ニ從事スル十六年以上ノ男子労働者數ガ常時七十人ナル時ハ當該工場、事業場ニ於テ常時使用スル十六年以上ノ男子労働者ノ總數ハ二百人以上ナルヲ以テ當該工場ハ令第二條第一號ニ該當スルモノトス。但シ養成ヲ開始スル養成工ノ員數ハ兵器製造又ハ一般鑄造業ニ從事スル要申告者ノ員數ノミニ厚生大臣ノ告示スル比率ヲ乘ジテ得タル員數以上トス。又六乃至二十二ノ指定事業ヲ行フ爲ニ一工場事業場内ニ於テ鑄造、鍛造又ハ金屬熔接ノ作業ヲ行フ場合ハ六乃至二十二ノ指定事業ト三乃至五ノ指定事業トヲ併セ行フモノトセズ六乃至二十二ノ指定事業ノミヲ行フモノトス。

(例) 原動機製造工場ガ當該工場ノ原動機製造工程ノ一部トシテ鑄造、鍛造又ハ熔接ノ作業ヲ行フ場合ハ其ノ鑄造、鍛造又ハ熔接ハ獨立ノ事業ト見做サズ原動機製造事業ノ一部トス。

指定事業以外ノ事業ヲ營ム工場、事業場中ニアル鑄造、鍛造又ハ金屬熔接ノ作業ト雖モ他ノ工場、事業場ヨリノ注文ニ應ジ鑄造品、鍛造品又ハ金屬熔接品ヲ製造スル場合當該工場、事業場ハ、三乃至五ノ事業ヲ營ムモノト看做ス。但シ養成員數ハ鑄造鍛造又ハ金屬熔接ノ事業ニ從事スル要申告者ノ員數ニ厚生大臣ノ告示スル比率四%ヲ乘ジテ得タル員數以上トス。

(例) 某紡織機械器具製造工場中ニアル鑄造作業場ニ於テ自家用鑄造品ヲ製作スルト共ニ他工場ヨリノ注文ニ應ジ鑄造品ヲ製作スル場合當該工場ハ鑄造業ヲ營ムモノト看做ス。但シ其ノ養成員數ハ鑄造ノ事業ニ從事スル要申告者ノ員數ニ比率四%ヲ乘ジテ得タル員數以上トス。

一、二、六乃至二十二ノ事業ヲ營ム工場、事業場中ニアル鑄造、鍛造又ハ金屬熔接ノ作業ト雖モ他ノ工場、事業場ヨリノ注文ニ應ジ相當數量ノ鑄造品、鍛造品又ハ金屬熔接品ヲ製造スル場合當該工場、事業場ハ、一、二、六乃至二十二ノ指定事業ト三乃至五ノ指定事業トヲ併セ營ムモノト見做ス。從ツテ養成員數ハ各事業ニ從事スル要申告者ノ員數ニ夫々ノ告示比率ヲ乘ジテ得タル員數ノ合計以上トス。

(例) 某兵器及採鑛用機械製造工場ノ鑄造作業場ニ於テ自家用鑄造品ヲ製造スルト共ニ他ノ工場ヨリノ注文ニ應ジ相當數量ノ鑄造品ヲ製作スル場合、本鑄造作業ハ一ノ事業ト見做シ當該工場ハ七、八及四ノ事業ヲ併セ營ムモノトス。

二 指定事業ニ屬スル工場、事業場ガ其ノ指定事業ヲ營ム上ニ直接必要ナル各種作業ヲ一貫シテ營ム場合ハ其ノ附屬ノ作業ハ指定事業ニ含マレルモノトス。

(例) 鐵道軌道車輛工場ガ車輛製造ノ必要上其ノ工場内ニ木型製造、塗裝、木工、メッキ等ノ本來指定事業以外ノ事業ニ屬スル作業ヲ行フ場合ハ是等ノ作業ハ獨立ノ事業ト見做サズ車輛製造事業ニ屬スルモノトス。

三 部分品ノミヲ製造スル工場、事業場ハ當該事工場、事業場ニ於テ製造スル部分品ガ金屬製品又ハ機械器具ト認メラル、モノナル場合ノミ本令ノ適用アルモノトス。

(例) 航空機用プロペラ(木製ト雖モ機械器具ト認ム)ヲ製造スル工場ハ十七ノ航空機製造業ニ該當シ、自動車用ゴムタイヤヲ製造スル工場ハ十八ノ自動車製造業ニ該當セザルモノトス。

四 指定事業ヲ行フ工場、事業場ノ修繕工場ハ指定事業

ヲ行フ工場事業場ノ一部トス。

(例) 製鍊工場附屬ノ製鍊用機械其ノ他ノ修繕工場ハ製鍊事業ニ含マル、モノトス。

指定事業以外ノ事業ヲ行フ工場、事業場ノ修繕工場ハ指定事業ノ製品ノ修繕ヲ行フ場合ト雖モ純然タル當該工場ノミノ修繕工場ニ止マリ新造機械器具ヲ製作セザル限り指定事業ニ該當セザルモノトス。

(例) 化学工場内ニ在ル修繕工場ハ其ノ工場ニ於テ當該工場ノ化学工業用機械ノ修繕ノミヲ行ヒ新品ヲ製作スルコト無キ場合、指定事業ニ該當セザルモノトス。但シ其ノ工場、事業場附屬ノ修繕工場ト雖モ當該工場、事業場ニ使用スル機械器具ヲ新造スルコトガアリ或ハ他工場、事業場ヨリノ修繕ニモ應ズルコトガアリ且之等ガ指定事業ノ製品デアル場合ハ獨立ノ事業ト見做シ本令ノ適用アルモノトス。

(例) 製鍊所、化学工場又ハ炭坑ノ附屬修繕工場ニシテ夫々ノ工場、事業場ニ使用スル機械器具及其ノ部分品ヲ新造スル場合ハ七又ハ十二ノ事業ニ該當スルモノトス。

二 各事業ノ解説

五〇

一 ノ金属製鍊業ニハアルミニウム、マグネシウム等凡テノ金属製鍊業ヲ含ム

二 ノ金属壓延業ニハ各種金属線製造、金属箔製造、電線及針金製造、鋼索製造、絶縁電線及電纜製造ノ事業ヲ含マズ。

三 ノ鍛冶業及四ノ鑄造業ハ其ノ製品ガ主トシテ金属工業品又ハ機械器具工業品關係ノ鍛冶業(又ハ鑄造業)ヲ行フ工場トス。建物、橋梁等ノ鐵骨ノ加工組立業、小刀、食器用ナイフ、ハサミ、鍋釜、ストーブ、活字等ノ製造業ハ鍛造又ハ鑄造ニ依ツテ製作スル場合ト雖モ三又ハ四ニ含マザルモノトス。鐵鎖、パネ製造業、鐵管鑄造業、鋤、鎖製造業ハ三又ハ四ニ含ムモノトス。

工場ガ主トシテ鍛冶業(又ハ鑄造業)ヲ行ヒ之ニ附屬スル作業ヲ爲ス場合、例ヘバ鍛冶品ノ一部加工又ハ打型ノ製造等(又ハ木型製造、鑄造品ノ砂落シ、湯口切斷若ハ鑄造品ノ一部加工等)ヲ行フ時ハ此ノ附屬スル作業ハ凡テ鍛冶業(又鑄造業)ニ含メテ養成員數ハ要申告者ノ員數ニ比率百分ノ四ヲ乘ズルモノトス。

工場、事業場ガ六乃至二十二ノ指定事業ニ屬スル場合、其ノ指定事業ニ附屬シテ鍛冶(又ハ鑄造)ヲ行フ場合

ハ三又ハ四ニ屬セズ六乃至二十二ノ指定事業ヲ行フモノトシテ養成員數ハ要申告者ノ員數ニ比率百分ノ六ヲ乘ズルモノトス。

四 ノ金属熔接業ハ金属ノ焼切作業ヲ含ム。

工場、事業場ガ主トシテ熔接業ヲ行ヒ之ニ附屬スル作業ヲ併セ行フ時、此ノ附屬スル作業ハ凡テ五ニ含メ養成員數ハ要申告者ノ員數ニ比率百分ノ四ヲ乘ズルモノトス。

工場、事業場ガ六乃至二十二ノ指定事業ニ屬シテ居ル場合ノ事業ニ附屬スル金属熔接作業ハ五ニ含メズ夫々ノ事業ニ含メ養成員數ハ要申告者ノ員數ニ比率百分ノ六ヲ乘ズルモノトス。

五 ノ金属工用、木工用機械器具製造業(製鐵用機械器具製造業ヲ含ム)ハ金属加工用工具、刃具、検査具製造業、製材機械製造業ヲ含ム。

六 ノ銃砲、彈丸、水雷及兵器類製造業中ノ兵器類ハ金属製品又ハ機械器具ト認メ得ル範圍トス。

七 ノ原動機製造業(汽機、ガス發生機製造業ヲ含ム)

ハ復水器水車ノ製造ヲ含ム。

八 ノ電動機、電氣機械器具製造業ハ電池、照明用機械器具ノ製造業ヲ含ミ、電球製造業ヲ含マズ。

九 ノ化学工業用機械裝置製造業ハ製薬用機械器具製造業ヲ含ミ、窯業用、食料品製造加工用又ハ製紙用ノ機械器具製造業ヲ含マズ。

十 ノポンプ、水壓機、氣體壓縮機、送風機、弁及コック製造業ハ其ノ製品ノ用途如何ヲ問ハズ凡テ指定事業ニ該當スルモノトス。

十一 ノ造船業ハ木造船製造業及船舶修繕業ヲ含ム。十二 ノ計器、試験檢定及學術用器械製造業ハ測量及製圖機械器具製造業ヲ含ミ、度量衡器、普通寒暖計及體温計、事務用器械及時計ノ製造業ヲ含マズ。

十三 ノ光學機械器具製造業ハレンズ、寫眞機、活動寫眞機ノ製造業ヲ含ム。

從業者雇入制限令解説

一 雇入制限の對象となる從業者の範圍

令第一條に於て左の通り規定してゐる。

(一) 年齢十六年以上五十年未満の男子にして引續き三月以上他人に雇傭せられて厚生大臣の指定する職業に従事するもの所謂現職者であつて現に工場、事業場等に於て就業中の者である従業者の従事する職業の種類は、主として金屬工業、機械器具工業及鑛業に屬する九十三種の職業が指定せられてゐる(以下指定職業と稱す)。従業者の年齢については、國民職業能力申告令の要申告者の年齢と一致せしめられてをり、職業の種類については、國民職業能力申告令の要申告者の年齢と一致せしめられてをり、職業の種類については、國民職業能力申告令第二條第一號の規定に依り厚生大臣の指定せる職業中の一部份であるから、右従業者は全部國民職業能力申告令の要申告者として職業紹介所に登録せられてゐる者である。

(二) 年齢十六年以上五十年未満の男子にして引續き三月以上他人に雇傭せられて指定職業に従事し本令施行後に於て其の雇傭を終了し且其の雇傭を終了したる日より厚生大臣の指定する學校卒業者たるものに在りては一年、其の他の者に在りては六月を經過せざるもの

所謂前歴者であつて、此の前歴者も全部國民職業能力申告令の要申告者として職業紹介所に登録せられた者である。たゞ國民職業能力申告令に於ては、指定の職業に引續き一年以上従事した者のみが前歴者として登録せられることになつてゐて、本令が三月以上従事した者を前歴者としてゐるのと其の範圍を異にしてゐるのであるが、三月以上指定職業に従事した者については凡て一旦登録せられたものであるから、其の者が一年未満で退職したため要申告者でなくなつても、其のカードが職業紹介所に保存せられてゐるので調査上も支障がないのである。

指定職業に就てゐた雇傭を終了してからの期間即ち前歴者となつてから本令の制限を受ける期間については、學校卒業者たるもの(主として技術者)と然らざる者とに依つて區別せられてゐるのであるが、此の學校卒業者の範圍は大體學校卒業者使用制限令の指定學校及學科の範圍と一致してゐるのである。たゞ、夜間授業の各種學校の卒業者は、學校卒業者

使用制限令に於ては指定學校の卒業者とはせられてゐないのであるが、本令に於ては之も制限の對象とせられてゐるから注意せねばならぬ。

(三) 引續き三月以上工場事業場技能者養成令の養成工たる者

養成工は、工場事業場に於て事業主が義務として養成中の者であるから、年齢が十六歳未満であり又は厚生大臣の指定する職業に従事してゐない者についても特に制限の對象とせられたのである。

(四) 引續き三月以上養成工たりし者にして養成工たらざるに至りたる日より六月を經過せざるもの

養成工たりし者であつて養成工たらざるに至つてから一定期間を經過しないものをも、特に制限の對象とせられたのも養成工の爭奪引拔等防止の爲である。

二 制限の様

令第二條に依れば、工場又は事業場に於て使用する爲又は工場、事業場以外の場所に於て指定職業に従事せしむる爲、雇入制限の對象となる従業者を雇入れようとする者は、職業紹介所長の認可を受けることを要す。即ち工場、事業場で使用しようとする場合は、當該従業者を如何なる職業に従事せしむる場合でも職業紹介所長の認可を要し、工場事業場以外の場合で使用する場合は、當該従業者を指定職業に従事せしめる場合にのみ職業紹介所長の認可を要するのである。

尚、國又は道府縣に於て従業者を雇入れんとする場合には、令第六條に於て認可を受けることを要しないが市町村其他之に準すべき公共團體に於て吏員として従業者を採用する場合に於いては、雇入の場合と同様に認可を受けることを要するのである。(令第五條)

認可を爲す職業紹介所長は、雇入れようとする従業者が現在就業し又は従前就業してゐた地の所轄職業紹介所長であつ

て、即ち現職者及現に養成工たる者の雇入については、其の従業者の現在の就業地、前歴者及養成工たりし者の雇入については其の従業者の従前の就業地の所轄職業紹介所長の認可を受けることを要するのである。
尙本令に依つて制限の対象となつてゐる従業者を雇入れようとする場合でも、其の従業者の従前の使用者に異議のない場合は従業者雇制限令施行規則(以下規則と稱す)第一條但書の規定に依つて職業紹介所長の認可を受けることを要しない。

三 認可申請の手續

従業者雇入の認可申請は、従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所別に其の所在地の所轄職業紹介所長を経由して認可申請書を提出することを要す。而して従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所が本令施行地外即ち内地以外の地、例へば朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島等の外地、滿洲國、中支北支等の外國に在るときは、其の従業者を使用せんとする工場、事業場又は事務所の所在地の所轄職業紹介所長を経由することは出来ないから、雇入れようとする従業者の現在地の所轄職業紹介所長を経由して提出することを要するのである。(規則第二條)

四 認可の取消

認可の申請に付き不正又は虚偽の事實ありと認められた場合には、令第二條に依り職業紹介所長は一旦與へた認可を取消し得ることゝせられてゐる。認可を取消された場合は、雇入れた従業者を引續き使用することを得ないこと勿論である。

五 報 告

従業者雇入の認可を受けて従業者を雇入れた場合及従前の使用者に異議なきに依り雇入の認可を受けないで従業者を雇

入れた場合には、雇主は従業者を雇入れた月の翌月末迄に、従業者を使用する工場事業場又は事務所の所在地の所轄職業紹介所長に其の旨報告することを要するのである。(令第四條、規則第三條)

尙職業紹介所長は雇入の認可について必要ある場合は關係人より報告を徴し得るのである。(令第四條)

六 罰 則

本令の規定に違反した者は國家總動員法第三十六條の規定に依り一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せらるゝことゝなつてゐる。

従業者雇入制限令 (昭和十四年三月三十一日 公布勅令第百二十六號)

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者(以下従業者ト稱ス)ノ
國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク雇入制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

- 一 年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スルモノ
- 二 年齢十六年以上五十年未満ノ男子ニシテ引續キ三月以上他人ニ雇備セラレテ前號ノ職業ニ従事シ本令施行後ニ於テ其ノ雇備ヲ終了シ且其ノ雇備ヲ終了シタル日ヨリ厚生大臣ノ指定スル學校卒業者タル者ニ在リテハ

一年、其ノ他ノ者ニ在リテハ六月ヲ經過セザルモノ
三 引續キ三月以上工場事業場技能者養成令ノ養成工(以下養成工ト稱ス)タル者

- 四 引續キ三月以上養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ經過セザルモノ
- 第二條 工場又ハ事業場ニ於テ使用スル爲従業者ヲ雇入レントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一號又ハ第三號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長ノ、前條第二號ニ該當スル者ノ雇入ニ付テハ其ノ者ガ雇備終了ニ至ル迄前條第一號

申請ノ理由	申請
備考	備考

昭和 年 月 日

申請者

住所

氏名

(法人ニ在リテハ其
名稱及代表者氏名)印

職業紹介所長宛

備考

- 一 本申請書ノ大サハ規定規格 B5判(182mm×257mm)トスルコト
- 二 本申請書ハ令第一條第一號又ハ第三號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ現ニ就業スル地ノ所轄職業紹介所長宛、同條第二號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ同條第一號ノ職業ニ従事シタル地ノ所轄職業紹介所長宛同條第四號ノ從業者ノ雇入ニ在リテハ其ノ者ガ養成工トシテ就業シタル地ノ所轄職業紹介所長宛トスルコト
- 三 雇入レントスル從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ガ其ノ者ヲ現在使用シ又ハ從前使用シタル工場、事業場又ハ事務所ノ所在地ト職業紹介所ノ管轄ヲ異ニスル場合ハ正副二通ヲ作成シ從業者ヲ使用セントスル工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄職業紹介所長ヲ經由シテ提出スルコト
- 四 「事業ノ種類」欄ニハ國勢調査産業分類ノ中分類ニ依リ記載スルコト
- 五 生産品目申中軍機上記載スルコト困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ノ當該軍保官ノ證明書ヲ添付シテ之ガ記載ヲ省略スルヲ得ルコト
- 六 「雇入レントスル從業者ノ氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
- 七 「現在又ハ從前ノ職業名」欄ニハ令第一條第一號又ハ第三號ノ從業者ニ付テハ現在ノ職業名ヲ、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ職業名ヲ記載シ同條第三號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ「養成工」ト併記スルコト
- 八 「卒業學校及學科名」欄ニハ令第一條第二號ノ學校卒業者ニ付卒業學校ノ名稱及學科名ヲ記載スルコト

- 九 「現在又ハ從前ノ就業場ノ名稱及所在地」欄ニハ令第一條第一號又ハ第三號ノ從業者ニ付テハ現在ノ就業場、同條第二號又ハ第四號ノ從業者ニ付テハ從前ノ就業場ニ付記載スルコト
- 十 「支給セントスル賃金又ハ給料」欄ニハ時給、日給又ハ月給ノ區別ヲ明ニシ基本額ヲ記載スルコト但シ請負出來高拂等ノ場合ハ其ノ旨記載ノ上見込額得額ヲ記載スルコト
尙左側ニ加給又ハ諸手当ヲ含ム實收額ヲ括弧シテ記載スルコト
- 十一 「現在地」欄ニハ雇入レントスル從業者ノ現ニ居住スル場所ヲ明確ニ記載スルコト
- 十二 「退職年月日」欄ニハ令第一條第二號又ハ第四號ノ從業者ノミニ付記載スルコト
- 十三 「申請ノ理由」欄ニハ副員補充、増員又ハ工場若ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ノ區別ヲ記載シ且副員補充ニ在リテハ其ノ副員ノ状況、増員ニ在リテハ事業ノ擴張又ハ交替制ノ採用等、工場又ハ事業場ノ新設ニ因ル雇入ニ在リテハ之ニ要スル職種別勞務者員數及之ガ充足状況等ヲ詳細記載スルコト
- 十四 備考欄ニハ申請セル從業者ヲ雇入レ得ザル場合ニ於ケル當該工場又ハ事業場ノ支障ノ程度等參考トナルベキ事項ヲ記載スル事

様式第二號 從業者雇入報告

使用工場、事業場又ハ事務所ノ名稱及所在地	雇入レントスル年月日	從業者ノ氏名	從前ノ職業名	卒業學校及學科名	從前ノ就業場ノ名稱及所在地	雇入認可年月日及番號	雇入認可職業紹介所名
	年月日						

計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

昭和 年 月 日

報告者 住 氏 名 (法人ニ在リテハ其ノ) (名稱及代表者氏名) (印)

職業紹介所長宛

- 備考
- 一 本報告書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判 (182mm X 257mm) トスルコト
 - 二 本報告書ハ總テ使用工場、事業場又ハ事務所所在地ノ所轄職業紹介所長宛提出スルコト
 - 三 「雇入レタル従業者ノ氏名」欄ニハ氏名ノ左側ニ其ノ生年月日ヲ傍書スルコト
 - 四 雇入レタル従業者中第一條第三號又ハ第四號ニ該當スルモノニ付テハ從前ノ職業名稱ニ「養成工」ト併記スルコト
 - 五 從前ノ使用者ニ異議ナキニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケズシテ從業者ヲ雇入レタル場合ノ報告ニ付テハ從前ノ使用者ノ異議ナキ旨ノ書面ヲ添付シ「雇入認可年月日及番號」及「認可職業紹介所名」欄ハ記載ヲ要セザルコト

從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業指定

(昭和十四年四月十日厚生省告示第六十號)

- 從業者雇入制限令第一條第一號ノ職業ヲ左ノ通指定ス
- 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探鑛ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
 - 二 金屬ノ製鍊、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者
 - 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取付、修繕若ハ取扱又ハ發電電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
 - 四 有線電信電話機、無線電信電話機、(放送用ヲ含ム) 電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取付、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事スルモノ
電氣通信技術者

- 五 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械技術者
- 六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ (航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)
航空機技術者
- 七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
造船技術者
- 八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
化學技術者
- 九 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
木工技術者
- 一〇 金屬材料ノ物理的試驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
金屬試驗工

金屬試驗工

- 一 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
實驗工
- 二 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具電氣機械器具、電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
機械検査工
- 三 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
レンズ検査工
- 四 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運転作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
試運転工
- 五 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
分析工
- 六 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ (手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
採炭夫
- 七 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ從事スルヲ業トスルモノ (坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ從事スルモノヲ除ク) 坑内運炭夫

- 一八 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
炭坑支柱夫
- 一九 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
機械選炭夫
- 二〇 鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)採鑛夫
- 二一 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑛山支柱夫
- 二二 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運搬ノミニ従事スルモノヲ除ク)
坑内運坑夫
- 二三 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)
機械選鑛夫
- 二四 鉄鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風炉操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
製鉄工
- 二五 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
製鋼工
- 二六 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊、又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
非鐵金屬製鍊工
- 二七 鑄物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
金屬溶融工

- 二八 金屬加熟炉ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
操炉工
- 二九 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲メニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
壓延伸張工
- 三〇 鑄、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
鑄物工
- 三一 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及又物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ
鍛工
- 三二 金屬ノ燒入、燒鈍、燒灰、燒準、塗炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
熱處理工
- 三三 現圖展開作業又ハ型板(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
現圖工
- 三四 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
撓鐵工
- 三五 鋸燒、當盤、鋸打等ノ鋸鋸作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
鋸打工
- 三六 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
填隙工

- 三七 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
熔接工
- 三八 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
製罐工
- 三九 剪斷機ニ依リ金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
剪斷工
- 四〇 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取付組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船廠大工ヲ含ム)
鐵木工
- 四一 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
板金工
- 四二 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
金屬プレス工
- 四三 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
銅工
- 四四 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第三十四號乃至第四十三號ニ屬スルモノヲ除ク)
鐵工
- 四五 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
野書工
- 四六 普通旋盤、工具旋盤、桌上旋盤、多數バイト旋盤、

- 模寫旋盤、正面旋盤、豎旋盤、專門旋盤等ノ旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
旋盤工
- 四七 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
タレット工
- 四八 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
中グリ工
- 四九 研磨盤、ラツテ盤、鑄出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
研磨工
- 五〇 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
ボール盤工
- 五一 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
平削工
- 五二 形削盤ハ豎削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
形削工
- 五三 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
フライス工
- 五四 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
齒切工
- 五五 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四十六號乃至第五十四號ニ屬スルモノヲ除ク)
特殊機械工
- 五六 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジ

- 六三 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 自動車工
- 六四 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 鑄裝工
- 六五 電線又ハ電維ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電線被裝工
- 六六 金屬ノ燃線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 燃線工
- 六七 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 巻線工
- 六八 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 絶縁工
- 六九 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 目盛工
- 七〇 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 木型工
- 七一 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク) 木工
- 七二 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 造船工
- 六〇 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 精密組立工
- 六一 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 機械組立工
- 六二 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機組立工
- 五七 主トシテ鍍、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 仕上工
- 五八 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電機組立工
- 五九 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電氣通信組立機工
- 六〇 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 精密組立工

六四

- 七三 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク) 火藥工
- 七四 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 火工
- 七五 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電極工
- 七六 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク) 電池工
- 七七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ ルツボ工
- 七八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 特殊ガラス工
- 七九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 光學ガラス工
- 八〇 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機整備員

- 八一 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 製圖手
- 八二 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ 企劃手
- 八三 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 通信電路工
- 八四 電氣通信用機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 通信電機工
- 八五 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電力電路工
- 八六 電氣機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電力電機工
- 八七 汽罐ノ鑄裝又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 汽罐工
- 八八 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 機械運轉工
- 八九 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ 起重機運轉工
- 九〇 熔鑄炉、平炉、熔融炉、加熱炉、窯業用窯其ノ他ノ工業用窯又ハ汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 窯業用窯工

- 六三 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 自動車工
- 六四 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 鑄裝工
- 六五 電線又ハ電維ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電線被裝工
- 六六 金屬ノ燃線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 燃線工
- 六七 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 巻線工
- 六八 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 絶縁工
- 六九 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 目盛工
- 七〇 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 木型工
- 七一 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク) 木工
- 七二 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 造船工
- 六〇 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 精密組立工
- 六一 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 機械組立工
- 六二 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機組立工
- 五七 主トシテ鍍、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 仕上工
- 五八 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電機組立工
- 五九 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電氣通信組立機工
- 六〇 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据付又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 精密組立工
- 七三 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(マツチ製造作業ニ従事スルモノヲ除ク) 火藥工
- 七四 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 火工
- 七五 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 電極工
- 七六 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク) 電池工
- 七七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ ルツボ工
- 七八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 特殊ガラス工
- 七九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 光學ガラス工
- 八〇 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 航空機整備員

六五

業ニ従事スルヲ業トスルモノ 築 炉 工

九一 保温材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 保 温 工

九二 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ 網 具 工

九三 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ 潜 水 夫

從業者雇入制限令第一條 (昭和十四年四月十日) 第二號ノ學校卒業業者指定 (厚生省告示第六十一號)

從業者雇入制限令第一條第二號ノ學校卒業業者ヲ左ノ通り指定ス

左ノ學校ニ於テ左ノ學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

學 校

一 大 學

(一) 大學ノ工學部及理工學部

(二) 旅順工科大学

二 専門學校

(一) 工業ニ關スル専門學校

(二) 朝鮮及臺灣ノ工業ニ關スル専門學校

(三) 南滿洲工業専門學校

三 實業學校

六六

(一) 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)並ニ朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(イ) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

(ロ) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

(ハ) 前二號ト同等以上ノモノ

(ニ) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

(二) 大連工業學校

(三) 撫順工業學校

四 各種學校

(一) 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ

之ト同等以上ノモノ

學 科

一 大 學

(一) 機械工學科(北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)

(二) 船舶工學科(造船學科ヲ含ム)

(三) 航空學科

(四) 造兵學科

(五) 電氣工學科(北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)

(六) 應用化學科(工業化學科、化學工業科、及電氣化學科ヲ含ム)

(七) 採鑛冶金學科、(鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)

(八) 火藥學科

(九) 燃料化學科(北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)

(一)及(五)乃至(七)ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除ク

二 専門學校(専門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノ

ヲ含ム)

(一) 機械工學科(精密機械科及鑛山機械科ヲ含ム)

(二) 造船工學科

(三) 航空工學科

(四) 電氣工學科

(五) 應用化學科(電氣化學科ヲ含ム)

(六) 採鑛冶金學科(採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)

(七) 燃料學科

三 工業學校(大正十一年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ並ニ

専門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未満トスルモノ並ニ之ト同等ノモノヲ含ム)

(一) 機械科(機械工作科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電機科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科、木型科、鑄工科、鍛工科、鑄工冶金科、鍛工冶金科、其

ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

(二) 造船科

六七

- (三) 航空科(機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
- (四) 電氣科
- (五) 應用化學科(工業化學科、化學工業科、電氣化學

- 科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- (六) 採鑛冶金科(採鑛科及冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)

國家總動員法參考條文拔萃

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル機人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラレベキ者ノ雇主ニ對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ徵役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、省略 二、第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一、第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十二條乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ處ス

昭和十四年六月二十日印刷
昭和十四年六月二十五日發行

東京市世田谷區玉川田園調布一ノ三五七四
編輯兼發行人 市 川 國 雄

東京市日本橋區濱町三丁目四十番地 印 刷 所 木 村 德 三
東京市日本橋區濱町三丁目四十番地 印 刷 所 木 村 德 三
東京市麴町區霞ヶ關一ノ二 印 刷 所 木 村 德 三

警視廳工場課内
發行所 東京工場協會

395
102

